

盛岡広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年7月2日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1）路線名 盛岡石鳥谷線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町土館字川久保87番10地先から157番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成25年7月2日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成25年7月2日から同年8月2日まで
- 2（1）路線名 日詰停車場線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町日詰駅前一丁目2番地先から北日詰字大日堂18番3地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成25年7月2日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成25年7月2日から同年8月2日まで